

令和2年度 就学援助制度のお知らせ

町教育委員会では、経済的理由により、お子さんの小中学校への就学にお困りのご家庭に対して、小中学校での学用品費・給食費・校外活動費などの援助を行っています。

援助を受けるには、申請をして認定を受ける必要があります。

○就学援助を受けることができる家庭

1. 要保護（生活保護法による援助受給者）に準ずる程度に困窮している方
2. 長い病気や突発的な事故などで収入が不安定な方
3. その他の事情でお困りの方

（学校（担任等）または教育委員会教育課へご相談ください。）

○申請方法

1. 申請書類（1）就学援助申請書
（2）委任状（教育課長）
（3）委任状（小・中学校長）
（4）平成31年1月から令和元年12月までの世帯収入が分かる書類
（給与所得源泉徴収票（写し）・確定申告書類（写し）など）

※（1）～（3）は、学校または教育委員会教育課で配付しています。

2. 申請方法
 - ・お子さん1人につき、1枚の申請書が必要です。
必要事項をご記入の上、学校へ提出してください。
 - ・申請書類を提出する際は、できる限り保護者の方が、直接提出するようにしてください。
3. 申請期日
 - ・令和2年2月28日（金）までに申請いただければ、スムーズに認定審査を実施することができます。
 - ・3月以降も申請は随時受け付けていますが、申請が5月以降になった場合は、申請した月の翌月分からは支給の対象になりますので、ご注意ください。
 - ・他市町村からの転入の場合、転入日から1ヶ月以内の申請であれば、転入日から認定されます。

4. 認定審査 ・教育委員会は、所得等の調査を行い、その内容を審査し、援助費の支給についての認定の可否を決定します。
- ・審査の過程において、地区の民生委員の方にご意見を伺いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。
5. そ の 他 ・申請内容については、プライバシーに十分配慮して取り扱います。
- ・資産の保有状況、親族からの援助状況などにより援助の対象とならない場合もあります。

○就学援助費の内容（令和２年度）

区 分	小 学 生	中 学 生
学用品費	11,630円	22,730円
通学用品費(第1学年を除く)	2,270円	2,270円
新入学児童生徒学用品費(新入学生のみ)	51,060円	60,000円
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	1,600円	2,310円
校外活動費(宿泊を伴うもの)	3,690円	6,210円
修学旅行費	保護者実費	
学校給食費	保護者実費	
PTA 会費	保護者実費	
卒業アルバム代等	保護者実費 (卒業アルバム・卒業記念写真の購入費)	
医療費	虫歯、中耳炎等の学校保健安全法施行令第8条で定める疾病の治療のため要する医療費(保護者負担額)	

※「校外活動費」・「修学旅行費」は、参加するために直接必要な経費を支給します。

※生活保護世帯の方については、生活保護で支給されていない費目のみ対象となります。

○問い合わせ先

①お子さんが通っている学校

②陸沢町教育委員会 教育課（陸沢町上之郷 1654-1 陸沢町中央公民館内）

電話：0475-44-2509